

第5 參考資料

介護保険関係法令（主なもの）

基本法

- 法 介護保険法（平 9 法律 123）
- 令 介護保険法施行令（平 10 政令 412）
- 則 介護保険法施行規則（平 11 厚令 36）

運営基準

- 基準条例 浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例（平 24 浜松市条例 80）

〈居宅サービス・介護予防サービス〉

- 厚令 37 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平 11 厚令 37）
- 厚労令 35 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平 18 厚労令 35）
- 老企 25 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平 11 老企 25）

〈地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス〉

- 厚労令 34 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平 18 厚労令 34）
- 厚労令 36 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平 18 厚労令 36）
- 老計発 0331004 外 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平 18 老計発 0331004・老振発 0331004・老老発 0331017）
- 厚労告 113 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平 24 厚労告 113）

- 老高発 0316 第 2 外 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平 24 老高発 0316 第 2・老振発 0316 第 2・老振発 0316 第 6）

- 老計 1017001 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 97 条第 7 項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平 18 老計発 1017001）

- 老振発 0327 第 4 外 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 3 条の 37 第 1 項に定める介護・医療連携推進会議、第 85 条第 1 項（第 182 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（平 27 老振発 0327 第 4・老老発 0327 第 1）

〈居宅介護支援〉

- 厚令 38 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平 11 厚令 38）
老企 22 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平 11 老企 22）
老企 29 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平 11 老企 29）

〈介護老人福祉施設〉

- 厚令 39 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平 11 厚令 39）
老企 43 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平 12 老企 43）
厚令 46 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平 11 厚令 46）
老発 214 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平 12 老発 214）
老高発 1212 第 1 指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について（平 26 老高発 1212 第 1）

〈介護老人保健施設〉

- 厚令 40 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平 11 厚令 40）
老企 44 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平 12 老企 44）

〈介護予防支援〉

- 厚労令 37 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平 18 厚労令 37）
老振発 0331003 外 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平 18 老振発 0331003・老老発 0331016）
老振発 0331009 介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について（平 18 老振発 0331009）

〈介護療養型医療施設〉

- 厚令 41 〔旧〕指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平 11 厚令 41）
老企 45 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平 12 老企 45）

〈指定事業者による第一号事業〉

- 指定要綱 浜松市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱
基準要綱 浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱

介護報酬

〈報酬単位数〉

- 厚告 19 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平 12 厚告 19）
- 厚労告 127 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平 18 厚労告 127）
- 厚労告 126 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平 18 厚労告 126）
- 厚労告 128 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平 18 厚労告 128）
- 厚告 20 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平 12 厚告 20）
- 厚告 21 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平 12 厚告 21）
- 厚労告 129 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平 18 厚労告 129）
- 厚労告 165 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平 18 厚労告 165）
- 厚労告 263 厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数（平 18 厚労告 263）
- 報酬要綱 浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業所による第一号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱

〈別掲告示〉

- 厚労告 93 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平 27 厚労告 93）
- 厚労告 94 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平 27 厚労告 94）
- 厚労告 95 厚生労働大臣が定める基準（平 27 厚労告 95）
- 厚労告 96 厚生労働大臣が定める施設基準（平 27 厚労告 96）
- 厚告 27 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平 12 厚告 27）
- 厚告 29 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平 12 厚告 29）

〈留意事項通知〉

- 老企 36 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平 12 老企 36）
- 老企 40 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平 12 老企 40）
- 老計発 0317001 外 「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平 18 老計発 0317001・老振発 0317001・老老発 0317001）

老計発 0331005 外 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平 18 老計発 0331005・老振発 0331005・老老発 0331018）

老企 41 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平 12 老企 41）

〈関連通知〉

老企 39 指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて（平 12 老企 39）

老発 0331 第 34 介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平 27 老発 0331 第 34 号）

その他

老振発 0430 第 1 外 指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について（平 27 老振発 0430 第 1・老老発 0430 第 1・老推発 0430 第 1）

老企 54 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平 12 老企 54）

老振 75 外 介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平 12 老振 75・老健 122）

厚労告 268 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平 18 厚労告 268）

老振発 0327 第 3 号 複数の福祉用具を貸与する場合の運用について（平 27 老振発 0327 第 3 号）

浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例

平成24年12月14日

浜松市条例第80号

(指定居宅サービス等の事業に関する基準)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第126条の4の2(省令附則及び省令を改正する命令のうち、同条に関する部分を含む。)に定めるところによる。

2 法第42条第1項第2号並びに法第74条第1項及び第2項に規定する条例で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。同令を改正する命令を含む。)に定める基準とする。

(指定地域密着型サービスの事業に関する基準)

第2条 法第78条の2第1項(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める数は、29人以下とする。

2 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、省令第131条の10の2(省令を改正する命令のうち、同条に関する部分を含む。)に定めるところによる。

3 法第78条の4第1項及び第2項に規定する条例で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。同令を改正する命令を含む。)に定める基準とする。

(指定居宅介護支援等の事業に関する基準)

第3条 法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、省令第132条の3の2(省令附則及び省令を改正する命令のうち、同条に関する部分を含む。)に定めるところによる。

2 法第47条第1項第1号並びに法第81条第1項及び第2項に規定する条例で定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。同令を改正する命令を含む。)に定める基準とする。

(指定介護老人福祉施設に関する基準)

第4条 法第86条第1項(法第86条の2第4項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める数は、30人以上とする。

2 法第88条第1項及び第2項に規定する条例で定める指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。同令を改正する命令を含む。)に定める基準とする。この場合において、市長が必要があると認めるときは、同令第3条第1項第1号イ中「1人とする。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とするができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

(介護老人保健施設に関する基準)

第5条 法第97条第1項から第3項までに規定する条例で定める介護老人保健施設の人員、施設及び

設備並びに運営に関する基準は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。

（介護医療院に関する基準）

第6条 法第111条第1項から第3項までに規定する条例で定める介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。

（指定介護予防サービス等の事業に関する基準）

第7条 法第115条の2第2項第1号（法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、省令第140条の17の2（省令附則及び省令を改正する命令のうち、同条に関する部分を含む。）に定めるところによる。

2 法第54条第1項第2号並びに法第115条の4第1項及び第2項に規定する条例で定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準）

第8条 法第115条の12第2項第1号（法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、省令第140条の27の2（省令附則及び省令を改正する命令のうち、同条に関する部分を含む。）に定めるところによる。

2 法第115条の14第1項及び第2項に規定する条例で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。

（指定介護予防支援等の事業に関する基準）

第9条 法第115条の22第2項第1号（法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、省令第140条の34の2（省令附則及び省令を改正する命令のうち、同条に関する部分を含む。）に定めるところによる。

2 法第59条第1項第1号並びに法第115条の24第1項及び第2項に規定する条例で定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。

（包括的支援事業に関する基準）

第10条 法第115条の46第5項に規定する条例で定める包括的支援事業の実施に関する基準（地域包括支援センターの職員及び当該職員の員数に係るものに限る。）は、次に定める基準とする。

(1) 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人未満である場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

ア 保健師その他これに準じる者 1人

イ 社会福祉士その他これに準じる者 1人

ウ 主任介護支援専門員（省令第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準じる者 1人

(2) 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上である場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として、前号に定める職員の員数に、当該第1号被保険者の数がおおむね5,999人を超える部分についておおむね2,000人までごとに、前号アからウまでに掲げる者のうちいずれか1人を加えた員数とすること。この場合において、同号アからウまでに掲げる者間の員数の均衡を失しないよう努めなければならない。

(3) 第1号の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると浜松市地域包括支援センター運営協議会（浜松市地域包括支援センター運営協議会条例（平成20年浜松市条例第34号）第1条に規定する浜松市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）において認められた場合に置くべき職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

おおむね1,000人未満	第1号アからウまでに掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上 2,000人未満	第1号アからウまでに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1号アに掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同号イ又はウに掲げる者のいずれか1人

2 法第115条の4第5項に規定する条例で定める包括的支援事業の実施に関する基準（地域包括支援センターの職員及び当該職員の員数以外の事項に係るものに限る。）は、次に定める基準とする。

(1) 地域包括支援センターは、前項第1号アからウまでに掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。

(2) 地域包括支援センターは、浜松市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

（指定介護療養型医療施設に関する基準）

第11条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第110条第1項及び第2項に規定する条例で定める指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 浜松市介護保険条例（平成12年浜松市条例第54号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成26年12月12日浜松市条例第75号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日浜松市条例第12号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日浜松市条例第30号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

浜松市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則

平成24年3月30日

浜松市規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設、法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者及び法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者の指定等、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年改正前介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の指定の更新等、法第94条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可等並びに法第107条第1項の規定による介護医療院の開設の許可等について必要な事項を定める。

(指定等の標示)

第2条 法第41条第1項、第42条の2第1項、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項又は第58条第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するよう努めなければならない。

2 法第94条第1項及び第107条第1項の規定による開設の許可を受けた者は、その旨を当該許可に係る施設の見やすい場所に標示するよう努めなければならない。

(指定特定施設入居者生活介護事業所の指定の変更申請)

第3条 省令第126条の13の申請書には、同条各号に掲げる事項のほか、市長が必要であると認める事項を記載しなければならない。

(指定居宅サービス事業所等の特例等に係る別段の申出)

第4条 省令第129条、第130条、第130条の5、第131条の11の9、第140条の17の6、第140条の20、第140条の21及び第140条の28の2の申出書には、これらの規定に規定する事項のほか、市長が必要であると認める事項を記載しなければならない。

(変更の届出等)

第5条 省令第131条第1項、第131条の13第1項、第133条第1項、第135条、第137条第1項、第140条の2の2第1項、第140条の22第1項、第140条の30第1項及び第140条の37第1項並びに平成18年改正前介護保険法施行規則第140条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に必要な書類を添えて行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業所又は施設の名称、所在地及び連絡先
- (3) 変更した事項及びその内容
- (4) 変更した年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

2 省令第131条第3項、第131条の13第3項、第133条第2項、第137条第2項、第140条の2の2第2項、第140条の22第3項、第140条の30第3項及び第140条の37第2

項の規定による届出は、これらの規定に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業所又は施設の名称、所在地及び連絡先
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

3 省令第131条第4項、第131条の13第4項、第133条第3項、第137条第3項、第140条の2の2第3項、第140条の22第4項、第140条の30第4項及び第140条の37第3項の規定による届出は、これらの規定に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業所又は施設の名称、所在地及び連絡先
- (3) 廃止又は休止の別
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
（指定の辞退）

第6条 法第78条の8及び第91条並びに平成18年改正前介護保険法第113条の規定による指定の辞退は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 施設の名称、所在地及び連絡先
- (3) 指定を辞退する年月日
- (4) 指定を辞退する理由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
（介護老人保健施設及び介護医療院の変更許可の申請）

第7条 法第94条第2項及び第107条第2項の規定による変更の許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に必要な書類を添えて行わなければならない。

- (1) 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 施設の名称、所在地及び連絡先
- (3) 変更しようとする事項及びその内容
- (4) 変更の年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
（介護老人保健施設及び介護医療院の管理者の承認申請）

第8条 法第95条第1項又は第2項及び第109条第1項又は第2項の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書により行わなければならない。

- (1) 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 施設の名称、所在地及び連絡先
- (3) 施設の管理者になろうとする者の氏名及び住所
- (4) 申請の理由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
（介護老人保健施設及び介護医療院の広告事項の許可申請）

第9条 法第98条第1項第4号及び第112条第1項第4号の許可の申請は、次に掲げる事項を記載

した申請書により行わなければならない。

- (1) 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 施設の名称、所在地及び連絡先
- (3) 許可を受けようとする事項
- (4) 広告の内容及び方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
(指定介護療養型医療施設の指定の変更申請)

第10条 平成18年改正前介護保険法施行規則第139条の申請書には、同条各号（第3号、第4号及び第8号を除く。）に掲げる事項のほか、市長が必要があると認める事項を記載しなければならない。

(指定介護予防支援の委託の届出)

第11条 省令第140条の35第1項の規定による届出は、同項各号に掲げる事項のほか、市長が必要があると認める事項を記載した届出書により行わなければならない。

2 省令第140条の35第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 届出者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 事業所の名称、所在地及び連絡先
- (3) 変更しようとする事項及びその内容
- (4) 変更しようとする年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第12条 法第115条の32第2項第3号及び第4号に規定する介護サービス事業者に係る省令第140条の40第1項及び第3項の届出書には、同条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 法第115条の32第2項又は第4項の規定による届出の別
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 法第115条の32第2項第3号及び第4号に規定する介護サービス事業者に係る同条第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 変更した事項及びその内容
- (3) 変更した年月日
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
(指定通所介護事業所等の設備の利用等の開始の届出)

第13条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第95条第4項（第105条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第22条第4項（第37条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第40条の4第4項及び第44条第4項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介

護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第7条第4項の規定による届出は、これらの規定に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業所の名称、所在地及び連絡先
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
（エックス線装置等の設置等の届出）

第14条 省令第140条の2の4において準用する医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第24条の2の届出書には、同条各号に掲げる事項のほか、市長が必要があると認める事項を記載しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) 診療用エックス線診療室の平面図及び側面図
- (2) 遮へい能力を有していることを明らかにする書類

3 法第114条の8において準用する医療法（昭和23年法律第205号）第15条第3項の規定による届出（省令第140条の2の4において準用する医療法施行規則第24条第12号に係るものに限る。）は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 届出者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 施設の名称、所在地及び連絡先
- (3) 装置を備えなくなった理由
- (4) 装置を備えなくなった年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
（様式）

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な文書の様式は、別に定める。
（細目）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 浜松市介護老人保健施設の開設許可等に関する規則（平成18年浜松市規則第47号）
- (2) 浜松市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年浜松市規則第48号）

3 この規則の施行の日前に浜松市介護老人保健施設の開設許可等に関する規則及び浜松市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の規定によりされた手続その他の行為は、同日以後においては、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成27年3月31日浜松市規則第60号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日浜松市規則第54号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日浜松市規則第 21 号）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 11 条の規定によりなおその効力を有するものとされた保険給付に係る同法第 5 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護及び同条第 7 項に規定する介護予防通所介護については、改正後の第 1 条、第 2 条第 6 項及び第 9 項、第 3 条第 6 項、第 6 条第 1 項並びに第 14 条並びに第 1 号様式及び第 2 号様式の規定は適用せず、改正前の第 1 条、第 2 条第 6 項及び第 9 項、第 3 条第 6 項、第 6 条第 1 項並びに第 14 条並びに第 1 号様式及び第 2 号様式の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成 30 年 3 月 31 日浜松市規則第 37 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

浜松市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設、法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者及び法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者の指定等、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年改正前介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の指定の更新等、法第94条第1項の規定による介護老人保健施設並びに法第107条第1項に規定する介護医療院の開設の許可等に係る様式及び指定等に関して必要な事項を定める。

(指定の申請等)

- 第2条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第114条第1項、第115条第1項、第116条第1項、第117条第1項、第118条第1項、第119条第1項、第120条第1項、第121条第1項、第122条第1項、第123条第1項、第124条第1項及び第125条第1項の申請書の様式は、指定居宅サービス事業所指定申請書（第1号様式）とする。
- 2 省令第131条の2の2第1項、第131条の3第1項、第131条の3の2第1項、第131条の4第1項、第131条の5第1項、第131条の6第1項、第131条の7第1項、第131条の8第1項及び第131条の8の2第1項の申請書の様式は、指定地域密着型サービス事業所指定申請書（第1号様式）とする。
- 3 省令第132条第1項の申請書の様式は、指定居宅介護支援事業所指定申請書（第1号様式）とする。
- 4 省令第134条第1項の申請書の様式は、指定介護老人福祉施設指定申請書（第1号様式）とする。
- 5 省令第136条第1項の申請書の様式は、介護老人保健施設開設許可申請書（第1号様式）とする。
- 6 省令第138条第1項の申請書の様式は、介護医療院開設許可申請書（第1号様式）とする。
- 7 省令第140条の4第1項、第140条の5第1項、第140条の6第1項、第140条の7第1項、第140条の9第1項、第140条の10第1項、第140条の11第1項、第140条の12第1項、第140条の13第1項及び第140条の14第1項の申請書の様式は、指定介護予防サービス事業所指定申請書（第1号様式）とする。
- 8 省令第140条の24第1項、第140条の25第1項及び第140条の26第1項の申請書の様式は、指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書（第1号様式）とする。
- 9 省令第140条の32第1項の申請書の様式は、指定介護予防支援事業所指定申請書（第1号様式）とする。

(指定の更新申請等)

第3条 省令第114条第2項、第115条第3項、第116条第3項、第117条第3項、第118条第3項、第119条第2項、第120条第3項、第121条第3項、第122条第3項、第123

条第3項、第124条第3項及び第125条第3項の申請書の様式は、指定居宅サービス事業所指定更新申請書（第2号様式）とする。

2 省令第131条の2の2第2項、第131条の3第2項、第131条の3の2第3項、第131条の4第3項、第131条の5第3項、第131条の6第3項、第131条の7第2項、第131条の8第2項及び第131条の8の2第2項の申請書の様式は、指定地域密着型サービス事業所指定更新申請書（第2号様式）とする。

3 省令第132条第2項の申請書の様式は、指定居宅介護支援事業所指定更新申請書（第2号様式）とする。

4 省令第134条第2項の申請書の様式は、指定介護老人福祉施設指定更新申請書（第2号様式）とする。

5 省令第136条第3項の申請書の様式は、介護老人保健施設開設許可更新申請書（第2号様式）とする。

6 省令第138条第3項の申請書の様式は、介護医療院開設許可更新申請書（第2号様式）とする。

7 省令第140条の4第3項、第140条の5第3項、第140条の6第3項、第140条の7第3項、第140条の9第3項、第140条の10第3項、第140条の11第3項、第140条の12第3項、第140条の13第3項及び第140条の14第3項の申請書の様式は、指定介護予防サービス事業所指定更新申請書（第2号様式）とする。

8 省令第140条の24第3項、第140条の25第3項及び第140条の26第3項の申請書の様式は、指定地域密着型介護予防サービス事業所指定更新申請書（第2号様式）とする。

9 省令第140条の32第3項の申請書の様式は、指定介護予防支援事業所指定更新申請書（第2号様式）とする。

10 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた省令（以下「平成18年改正前介護保険法施行規則」という。）第138条第2項の申請書の様式は、指定介護療養型医療施設指定更新申請書（第2号様式）とする。

（指定特定施設入居者生活介護事業所の指定の変更申請）

第4条 省令第126条の13の申請書の様式は、指定特定施設入居者生活介護事業所指定事項変更申請書（第3号様式）とする。

（指定居宅サービス事業所等の特例等に係る別段の申出）

第5条 省令第129条、第130条、第140条の20及び第140条の21の申出書の様式は、指定不要申出書（第4号様式）とする。

第6条 省令第130条の5、第131条の11の9、140条の17の6、第140条の28の2の申出書の様式は、特例による指定不要申出書（第5号様式）とする。

（変更の届出等）

第7条 浜松市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成24年浜松市規則第52号。以下「規則」という。）第5条第1項の届出書の様式は、変更届出書（第6号様式）とする。

2 規則第5条第2項の届出書の様式は、事業再開届出書（第7号様式）とする。

3 規則第5条第3項の届出書の様式は、事業廃止・休止届出書（第8号様式）とする。

（指定の辞退）

第8条 規則第6条の届出書の様式は、指定辞退届出書（第9号様式）とする。

(介護老人保健施設及び介護医療院の変更許可の申請)

第9条 規則第7条の申請書の様式は、開設許可事項変更許可申請書(第10号様式)とする。

(介護老人保健施設及び介護医療院の管理者の承認申請)

第10条 規則第8条の申請書の様式は、管理者承認申請書(第11号様式)とする。

(介護老人保健施設及び介護医療院の広告事項の許可申請)

第11条 規則第9条の申請書の様式は、広告事項許可申請書(第12号様式)とする。

(指定介護療養型医療施設の指定の変更申請)

第12条 平成18年改正前介護保険法施行規則第139条の申請書の様式は、指定介護療養型医療施設指定事項変更申請書(第13号様式)とする。

(指定介護予防支援の委託の届出)

第13条 規則第11条第1項の届出書の様式は、指定介護予防支援委託届出書(第14号様式)とする。

2 規則第11条第2項の届出書の様式は、指定介護予防支援委託届出事項変更届出書(第15号様式)とする。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第14条 法第115条の3第2項第3号及び第4号に規定する介護サービス事業者に係る省令第140条の40第1項及び第3項の届出書の様式は、業務管理体制整備事項届出書(第16号様式)とする。

2 規則第13条第2項の届出書の様式は、業務管理体制整備事項変更届出書(第17号様式)とする。

(指定通所介護事業所等の設備の利用の開始等の届出)

第15条 規則第13条の届出書は、指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する開始届出書(第18号様式)とする。

2 指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定認知症対応型通所介護事業者又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(以下「指定通所介護事業者等」という。)は、規則第13条の規定により届け出た内容に変更があった場合は、指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する変更届出書(第18号様式)により、変更の事由が生じてから10日以内に、その旨を市長に届け出るものとする。

3 指定通所介護事業者等は、規則第13条の規定により届け出たサービスの提供を休止又は廃止する場合には、指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する休止・廃止届出書(第18号様式)により、その休止又は廃止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出るものとする。

(エックス線装置等の設置等の届出)

第16条 省令第140条の2の4において準用する医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第24条の2の届出書の様式は、診療用エックス線装置設置届出書(第19号様式)とする。

2 規則第14条第3項の届出書の様式は、診療用エックス線装置廃止届出書(第20号様式)とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた保険給付に係る同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び同条第7項に規定する介護予防通所介護に係る浜松市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する取扱要綱の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

5 平成 29 年度実地指導における指摘事項

平成 29 年度に実施した実地指導における主な指摘・助言事項は以下のとおりです。
事業運営の参考とし、同様の指導を受けることがないように注意してください。

【各サービス共通】

○個別サービス計画

1	<p>(問題の状況) 個別サービス計画を居宅サービス計画に沿って作成していなかった。(居宅サービス計画を確認していない、居宅サービス計画の変更を個別サービス計画に反映していない等。)</p> <p>(改善指導内容) 個別サービス計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。 なお、個別サービス計画を作成後に居宅サービス計画が作成(変更を含む。)された場合は、当該個別サービス計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更すること。</p>
2	<p>(問題の状況) 個別サービス計画の内容について、利用者の同意を得ていない又は同意を得る時期が遅れている。</p> <p>(改善指導内容) 個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。また、当該個別サービス計画を利用者に交付すること。</p>

○勤務体制の確保

1	<p>(問題の状況) 事業所の従業者が、併設する有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の職務にも従事しており、当該事業所の業務に従事している勤務時間が明らかでなかった。</p> <p>(改善指導内容) 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、従業者の配置、管理者との兼務関係を明確にすること。</p>
2	<p>(問題の状況) 従業者の勤務時間を記録した書類を確認することができなかった。</p> <p>(改善指導内容) 従業者の配置を証するほか、労働時間を適正に管理するため、タイムカードや適正な自己申告等に基づき、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。</p>

○事故発生時の対応

1	<p>(問題の状況) 市町村へ報告すべき内容の事故について、報告していなかった。</p> <p>(改善指導内容) 利用者等が死亡又は医療施設において治療を要した負傷・疾病が発生した場合には、速やかに市町村(保険者)に報告すること。</p>
---	---

○秘密保持

1	<p>(問題の状況) 利用者又はその家族の個人情報を用いる場合に、当人の同意を、文書により得ていなかった。</p> <p>(改善指導内容) 利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。</p>
---	---

○介護報酬

1	<p>(問題の状況) 加算等の算定に当たって、要件に合致していることを証する記録が整備されていなかった。</p> <p>(改善指導内容) 加算等の算定に当たっては、当該加算等の要件に合致していることを証する記録を作成し、保存しておくこと。</p>
---	---

○変更届

1	<p>(問題の状況) 管理者、運営規程、介護支援専門員その他の事項の変更について、届け出ていなかった。</p> <p>(改善指導内容) 指定に係る事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を届け出ること。</p>
---	--

【居宅介護支援・介護予防支援】

1	<p>(問題の状況) 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めている事例があった。</p> <p>(改善指導内容) 指定居宅サービス等の担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認すること。</p>
2	<p>(問題の状況) 特定事業所集中減算の判定により、紹介率最高法人の割合が80%を超えている事業があったが市へ書類を提出していなかった。</p> <p>(改善指導内容) 毎年度2回、特定事業所集中減算に係る書類を作成し、当該書類を2年間保管するとともに、80%を超えるサービスがあった場合には市へ書類を提出すること。</p>

【通所介護・地域密着型通所介護】

1	<p>(問題の状況) 送迎車両の出発時間がサービス提供終了時間より早い事例が見受けられた。</p> <p>(改善指導内容) (介護予防) 通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれないため、サービス提供終了時間までは通所介護のサービス提供を行うこと。 また、(介護予防) 通所介護計画に定められた所要時間に基づき介護予防通所介護のサービスを提供すること。</p>
2	<p>(問題の状況) 利用者の家族が送迎を行い、事業者が送迎を実施していない場合において、減算がされていない事例があった。</p> <p>(改善指導内容) 利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合には、片道ごとに所定単位数から減算をすること。</p>
3	<p>(問題の状況) 個別機能訓練加算を算定しているが、個別機能訓練に関する記録が不十分であった。</p> <p>(改善指導内容) 個別機能訓練加算の算定に当たっては、個別機能訓練の実施時間、訓練内容、担当者等を記録し、利用者ごとに保管し、常に事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。</p>

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

1	<p>(問題の状況) 福祉用具貸与計画を作成していなかった。</p> <p>(改善指導内容) 利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具計画を作成すること。 なお、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て利用者に交付すること。</p>
2	<p>(問題の状況) 福祉用具の保管又は消毒について委託していたが、受託者の業務の実施状況について確認した記録がなかった。</p> <p>(改善指導内容) 福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること。また、確認の結果の記録は、その完結の日から2年間保存すること。</p>

【地域密着型サービス共通】

1	<p>(問題の状況) 運営推進会議の開催回数が少なかった。</p> <p>(改善指導内容) おおむね2月に1回(6月に1回)以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。 なお、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。</p>
---	---

【小規模多機能型居宅介護】

1	<p>(問題の状況) サービス担当者会議に、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等の担当者を招集していない事例があった。</p> <p>(改善指導内容) 居宅サービス計画作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議(サービス担当者会議)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見をもとめること。</p>
---	--

【介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・介護療養型医療施設】

1	<p>(問題の状況) 入所者等の被保険者証に施設名、入所等年月日が記載されていなかった。</p> <p>(改善指導内容) 入所者の被保険者証に、入所等に際しては入所等の年月日と施設の名称を、退所等に際しては退所等の年月日を記載すること。</p>
---	--

【介護予防訪問介護・介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション】

1	<p>(問題の状況) 1月に1回、指定介護予防支援事業者に介護予防サービスの提供状況等を報告していない事例があった。</p> <p>(改善指導内容) 指定居宅サービス等の担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認すること。</p>
---	--

【×毛】

変更の届出が必要な事項について

○ 変更事項チェックリスト

No	変更事項	添付書類	訪 介	訪 入	訪 看	訪 リ	居 療	通 介	通 リ	短 生	短 療	特 定	貸 与	販 売	
1	事業所（施設）の名称及び所在地	・運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	申請者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	・登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書 ・誓約書 ・資格証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	登記事項証明書又は条例等	・登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	事業所の種別、事業の実施形態	・事業所設置許可等に関する通知等の写し			○ ※3	○ ※4	○ ※5		○ ※6	○ ※7	○ ※8				
6	本体施設の概要並びに施設と本体施設との間の移動の経路及び方法並びにその移動に要する時間	・内容が分かる書面													
7	併設する施設の概要	・内容が分かる書面及び写真													
8	事業所の	平面図（※1）	○	○	○	○	○	○	○				○	○	
		設備の概要		○					○	○				○	○
		備品の概要		○											
9	建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要（※1）	・内容が分かる書面及び写真								○	○	○			
10	本体施設の入院患者又は入所者の定員	・本体施設の変更許可等の写し								○ ※11	○				
11	管理者の氏名、生年月日、及び住所	・誓約書 ・資格証（免許証）の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	サービス提供責任者の氏名、生年月日、及び住所	・免許証の写し ・従事証明書（2級ヘルパーの場合） ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・雇用契約書の写し	○												
13	福祉用具の保管及び消毒方法	・内容が分かる書面 ・委託している場合は、委託契約書の写し											○		
14	運営規程	・新旧対照表 ・運営規程 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（※2） ・従業者の資格証の写し（※2） ・雇用契約書の写し（※2）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
15	協力医療機関の名称及び診療科目並びに当該協力医療機関との契約の内容	・契約書等の写し		○						○		○			
16	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要	・内容が分かる書面													
17	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	介護支援専門員名簿 介護支援専門員証の写し※15											○		
18	受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地	・委託契約書の写し											○		
19	連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地	・契約書の写し													

24 H	夜間	密通	認通	小多機	GH	密特定	密特養	看多機	特養	老健	医療院	介療	居支	予支
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
								○				○ ※9		
							○							
							○		○	○	○	○		
○	○	○	○										○	○
○	○	○	○											
				○	○	○	○	○	○	○	○	○		
										○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○														

- ☆1 介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービスを含む
なお、届出書様式は市要綱に定めたものとする
- ☆2 介護予防通所サービスを含む
なお、届出書様式は市要綱に定めたものとする
- ※1 平面図については、各室の用途及び面積を明示すること
- ※2 定員の増加に伴う変更の場合に添付すること
- ※3 病院若しくは診療所又はその他の訪問看護事業所の別
- ※4 病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の別
- ※5 病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションの別及び提供する居宅療養管理指導の種類
- ※6 病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の別
- ※7 事業の実施形態について、単独型、空床利用型又は併設事業所型の別。また、併設事業所型の場合、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設若しくは特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設の別
- ※8 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所、老人性認知症疾患療養病床を有する病院若しくは診療所の別
- ※9 療養病床を有する病院又は診療所若しくは老人性認知症疾患療養病床を有する病院の別
- ※10 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要については、変更の許可を受けること
- ※11 特別養護老人ホームの空床利用型で、当該特別養護老人ホームの入所者定員を変更する場合のみ
- ※12 管理者の変更承認を受けること
- ※13 従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係るものについては、変更の許可を受けること
- ※14 協力病院の変更に係るものについては、変更の許可を受けること
- ※15 小規模多機能型居宅介護の場合は、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」の修了証の写し、また、認知症対応型共同生活介護の場合は、「実践者研修」等の修了証の写しを添付すること。

浜松市指定介護老人福祉施設等の特例入所・優先入所に関する取扱要領

○浜松市指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する取扱要領

1 目的

この取扱要領は、要介護1又は2の要介護者に係る居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事情がある場合の特例的な指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）への入所（以下「特例入所」という。）について、施設への入所申込者の介護保険の保険者である市町村（特別区を含む。以下「保険者市町村」という。）の適切な関与の方法など、特例入所の運用に関する事項を定めることにより、特例入所の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 優先入所指針との関係

この取扱要領は、特例入所の運用に関する事項を定めるものであり、入所申込者の入所の必要性の高さの判断は、指定介護老人福祉施設優先入所指針に基づき施設において定めている優先入所に係る基準に基づいて行うこと。

3 特例入所の判断に当たって考慮すべき事項

特例入所の要件に該当することの判定に際しては、以下の事情を考慮すること。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- ⑤ 居宅サービス等の利用に関する状況などから、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められること。

4 特例入所の判断に当たって確認すべき事項

入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって、少なくとも以下の事項を確認すること。

(1) 認知症高齢者の日常生活自立度（3①関係）

入所申込者の認知症高齢者の日常生活自立度のランクがIV又はMに該当するか

(2) 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（3②関係）

入所申込者が療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているか

交付を受けている場合は、障害の程度又は障害等級等から日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる者と認められるか

(3) 障害基礎年金等の受給状況（3②関係）

入所申込者が障害基礎年金等の支給を受けているか

支給を受けている場合は、障害の程度等から日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる者と認められるか

(4) 虐待の疑い等の情報 (3③関係)

入所申込者について、深刻な虐待の疑い等の情報が寄せられているか

(5) 家族等の状況 (3④関係)

単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できない状況か

(6) 介護サービスや生活支援の供給状況 (3④関係)

地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分か

(7) 居宅サービス等の利用状況 (3⑤関係)

3ヶ月程度の居宅サービス等の利用に関する状況を確認し、利用しているサービス内容や区分支給限度基準額に対する利用割合などから、居宅において日常生活を営むことが困難であることについてやむを得ない事由があると認められるか

(8) 担当介護支援専門員等の意見 (3①～⑤関係)

(1)から(7)までの事項では特例入所対象者に該当するか否か判断がつかない場合等、必要に応じて、入所申込者の担当の介護支援専門員や地域包括支援センター等から、当該入所申込者の居宅における生活の困難度についての意見を聴取すること。

5 具体的な取扱い

(1) 入所申込み受付時の対応 【施設】

施設は、要介護1又は2の入所申込者の入所申込み受付時には、以下のとおり対応すること。

① 「平成27年4月1日以降の施設への入所が原則要介護3以上の要介護者に限定され、要介護1又は2の要介護者は居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事情がある場合に特例的な施設への入所が認められること」について、入所申込書に特例入所の要件を具体的に記載した上で、その内容について丁寧な説明を行い、特例入所の要件への該当に関する入所申込者の考え方を記載してもらうこと。

② 入所申込者から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いは認められない。

(2) 保険者市町村への意見照会 【施設】

ア 対象者

要介護1又は2の入所申込者のうち、入所申込者名簿の上位者で、入所申込者の優先入所順位等を検討するための委員会（以下「優先入所検討委員会」という。）において具体的な優先入所順位の検討を行うことが見込まれる入所申込者について、施設は、保険者市町村に対して、特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たっての意見を求めること。

イ 意見照会の時期等

施設は、原則として、優先入所検討委員会の開催予定日の3週間前までに、上記アの対象者について、標準様式1により、保険者市町村に対して意見を求めること。

ただし、緊急で優先入所検討委員会を開催しなければならない場合など、必要がある場合は、速やかに、保険者市町村に対して意見を求めること。

ウ その他

施設は、保険者市町村の当初の意見表明を受けた日から1年以上経過した場合、又は、入所申込者の状態等が大きく変化した場合は、再度、保険者市町村に対して、特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たっての意見を求めること。

(3) 施設への意見表明 【保険者市町村】

施設から特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たっての意見を求められた場合、保険者市町村は、原則として、意見照会を受けた日から2週間以内に、標準様式2により、施設に対して特例入所対象者に該当するか否か等について意見を表明すること。

ただし、施設から緊急で意見を求められた場合は、速やかに意見を表明すること。

また、保険者市町村は、必要に応じて、標準様式2による意見表明に代えて、優先入所検討委員会に出席し、意見を表明することができる。この場合、保険者市町村は、その旨を施設に対して予め連絡すること。

(4) 優先入所検討委員会での検討 【施設】

施設は、優先入所検討委員会において、入所申込者名簿の上位者で具体的な優先入所順位の検討を行う入所申込者のうち、要介護1又は2の入所申込者について、保険者市町村からの意見も踏まえ、特例入所対象者に該当するか否かを判断すること。

(5) 記録の作成及び保存等 【施設】

施設は、要介護1又は2の入所申込者について、特例入所対象者に該当するか否かの判断を行った場合は、当該優先入所検討委員会の協議の内容等を記録し、これを2年間保存するとともに、判断結果を保険者市町村に報告すること。

また、保険者市町村から、要介護1又は2の方の申込み状況や意見表明を行った入所申込者の入所状況等の報告を求められた場合、施設は、報告すること。

6 指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する取扱要領の取扱い

市は、県内の施設における入所の透明かつ公平な運用を図る観点から、静岡県が「静岡県指定介護

老人福祉施設等の特例入所に関する取扱要領」において定める、保険者市町村の関与の方法など特例

入所の運用に関する事項を考慮した上でこの要領を定め運用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月23日から施行する。

○浜松市指定介護老人福祉施設等優先入所指針

1 目的

この指針は、介護保険制度の趣旨に基づき、指定介護福祉施設サービス又は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）に優先的に入所させるための基準を明確にし、施設入所の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 優先入所方針

優先入所は、別表の入所申込者評価基準により算定された合計点数の高い順に決定する。

3 優先入所検討委員会

(1) 優先入所検討委員会の設置

施設は、優先入所順位の決定をするため、優先入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。

(2) 委員会の構成

委員会の委員は、施設職員及び施設職員以外の第三者の委員で構成する。

4 優先入所決定の手続き

(1) 入所申込みの受付

ア 施設への入所申込は、入所申込書（様式1）により行う。

イ 施設は、入所申込書に基づき、入所申込者名簿（様式2）を作成する。

ウ 要介護1又は2の状態の入所申込者についての取扱いは、浜松市指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する取扱い要領によるものとする。

(2) 入所申込者の調査

施設は、優先入所調査票（様式3）により入所申込者の状況を調査するものとする。

(3) 優先入所順位の決定

委員会は、優先入所調査票及び入所申込者名簿等の調査結果に基づき優先入所の順位を審査決定し、これに基づく優先入所順位名簿（様式2）を作成する。

(4) 入所の決定

ア 施設は、委員会において優先入所順位の決定をうけた入所申込者について、入所申込者の心身の状況等を把握のうえ、入所を決定する。

イ 施設は、市町から老人福祉法第11条第1項第2号の措置による入所の委託があった場合には、他の入所申込者に優先して入所を決定する。

5 優先入所事務の留意事項

(1) 記録の作成及び保存

委員会は優先入所に係る協議の内容を記録し、これを2年間保存するとともに、県又は市町村から求めがあったときは、これを提出しなければならない。

(2) 守秘義務

委員会の委員は、委員会において知り得た入所申込者又はその家族に関する個人情報を漏らしてはならない。委員会の委員を退任した後も同様とする。

(3) 説明責任

施設は、入所申込を受けた時には、入所申込者等に対し、施設の優先入所に係る基準の内容を説明しなければならない。

(4) 情報の提供

施設は、入所申込者等から入所順位等の結果について情報を求められたときは、これを提供しなければならない。

(5) 疑義等に対する対応

施設は、入所申込者等から入所順位等の結果について疑義等を申し立てられたときは、施設において再度、調査のうえ、委員会に諮るものとする。

6 優先入所指針の取扱い

市は、県内の施設における入所の透明かつ公平な運用を図る観点から、静岡県が「静岡県指定介護老人福祉施設優先入所指針」において定める基準等を考慮した上でこの指針を定め運用する。

附 則

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年6月23日から施行する。

生活相談員の資格要件

指定通所介護事業所等における生活相談員の資格要件のうち、「同等以上の能力を有すると認められる者」の取扱いについては以下のとおりです。

○ 生活相談員の資格要件（厚令 46 第 5 条第 2 項）

根拠規定		具体的な資格
社会福祉法 第19条 第1項	第1号 大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉施設に関する科目*1を修めて卒業した者	① 社会福祉主事任用資格
	第2号 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程*2を修了した者	
	第3号 社会福祉士	② 社会福祉士
	第5号 省令*3で定めるもの	③ 精神保健福祉士
これらと同等以上の能力を有すると認められる者	社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことがある者等であって、その者の実績等から一般的に、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者	④ 以下に該当するもの 一 介護支援専門員 二 介護福祉士 三 同一法人（事業者）が開設する社会福祉施設等*4で3年以上かつ540日以上介護業務等に従事した経験があり、事業者が生活相談員としての能力を有すると認める者

※1 社会福祉主事の資格に関する科目指定（昭 25 告示 226）

※2 社会福祉主事養成機関等指定規則（平 12 厚令 53）

※3 社会福祉法施行規則第 1 条の 2

※4 「社会福祉施設等」の範囲

ア 社会福祉法第 2 条による第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業

イ 病院、診療所、介護保険施設、有料老人ホーム

浜松市介護保険関係担当課一覧（連絡先）

課名等	電話番号	ファクス番号
健康福祉部 介護保険課	4 5 7 - 2 8 7 5	4 5 0 - 0 0 8 4
中区役所 長寿保険課	4 5 7 - 2 3 2 4	4 5 9 - 0 3 2 3
東区役所 長寿保険課	4 2 4 - 0 1 8 4	4 2 4 - 0 2 1 2
西区役所 長寿保険課	5 9 7 - 1 1 1 9	5 9 7 - 1 2 1 0
南区役所 長寿保険課	4 2 5 - 1 5 7 2	4 2 5 - 1 5 6 9
北区役所 長寿保険課	5 2 3 - 2 8 6 3	5 2 3 - 1 9 2 8
浜北区役所 長寿保険課	5 8 5 - 1 1 2 2	5 8 5 - 2 1 3 7
天竜区役所 長寿保険課	9 2 2 - 0 0 6 5	9 2 2 - 0 3 2 1

※ 市外局番：（0 5 3）

日常生活圏域別事業所リスト (H30.8.1現在)

中区 1

曳馬地区	グループホームなの花	認知症対応型共同生活介護
曳馬地区	だいだいの家	地域密着型通所介護
曳馬地区	グループホームゆずりは	認知症対応型共同生活介護
曳馬地区	セントケアホーム曳馬	認知症対応型共同生活介護
曳馬地区	セントケア看護小規模曳馬	看護小規模多機能型居宅介護
曳馬地区	グループホーム曳馬の家	認知症対応型共同生活介護
曳馬地区	デイサービスのあ	地域密着型通所介護
曳馬地区	まなハウス	小規模多機能型居宅介護
曳馬地区	デイサービス幸	地域密着型通所介護
曳馬地区	上島ハーモニータウンデイサービスセンター	認知症対応型通所介護
曳馬地区	茶話本舗デイサービスセンター浜松中央	地域密着型通所介護
曳馬地区	巡回型訪問サービスセンターアイケア浜松	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
曳馬地区	若葉茄子デイサービス	地域密着型通所介護

中区 2

西地区	グループホームやわら	認知症対応型共同生活介護
西地区	招来屋	地域密着型通所介護
県居地区	指定通所介護事業所 すびーさいで	地域密着型通所介護
江西地区	デイサービスセンター 浅田ふるさと庵	認知症対応型通所介護
江西地区	地域密着型特別養護老人ホーム 浅田ふるさと庵	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
江西地区	グループホームあいの街神田	認知症対応型共同生活介護
江西地区	小規模多機能型居宅介護施設あいの街神田	小規模多機能型居宅介護
江西地区	セントケア南浅田	小規模多機能型居宅介護

中区 3

城北地区	湯穏はじめや	地域密着型通所介護
城北地区	リハビリデイサービスnagomi文丘店	地域密着型通所介護
城北地区	小規模多機能 城北フジ	小規模多機能型居宅介護
城北地区	グループホームひだまりの森	認知症対応型共同生活介護
城北地区	グループホーム浜松山手の家	認知症対応型共同生活介護
佐鳴台地区	WALK 佐鳴台	地域密着型通所介護
佐鳴台地区	佐鳴台倶楽部	地域密着型通所介護
佐鳴台地区	山の手倶楽部	地域密着型通所介護
佐鳴台地区	浜松ケアステーション佐鳴台デイサービスセンター	地域密着型通所介護
佐鳴台地区	カームステージ佐鳴台デイサービスセンター	地域密着型通所介護
佐鳴台地区	元気広場 佐鳴台	地域密着型通所介護

中区 4

菟丘地区	デイサービスセンターほほえみ	地域密着型通所介護
菟丘地区	デイサービス 日和	地域密着型通所介護
菟丘地区	ゆとりの家 ふじのはな	地域密着型通所介護
菟丘地区	デイサービス クレセント和合	地域密着型通所介護
菟丘地区	元気広場 和合	地域密着型通所介護
菟丘地区	和合愛光園 和合サテライト	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
菟丘地区	和合愛光園デイサービスセンター	認知症対応型通所介護
富塚地区	富塚倶楽部	認知症対応型通所介護
富塚地区	富塚倶楽部	地域密着型通所介護
富塚地区	愛の家小規模多機能型居宅介護浜松富塚	小規模多機能型居宅介護
富塚地区	愛の家グループホーム浜松富塚	認知症対応型共同生活介護
富塚地区	デイサービスみんなおいで	地域密着型通所介護
富塚地区	櫻乃苑 浜松富塚	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
富塚地区	佐鳴湖畔デイサービスセンター	地域密着型通所介護
富塚地区	佐鳴湖畔ケアホーム	小規模多機能型居宅介護
富塚地区	ねんりんはうす 佐鳴湖	認知症対応型共同生活介護

中区 5

中央地区	レコードブック浜松伝馬町	地域密着型通所介護
中央地区	松城デイサービスセンター	認知症対応型通所介護
アクト地区	ファミリーケア 浜松さくら物語	地域密着型通所介護
アクト地区	デイサービスアビリティ 中央	地域密着型通所介護
アクト地区	健康 HALF DEY 浜松常盤	地域密着型通所介護
江東地区	グループホームウイル	認知症対応型共同生活介護
江東地区	小規模多機能ホームウイル	小規模多機能型居宅介護
江東地区	長上苑巡回型ケアセンター	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
江東地区	元気広場 佐藤	地域密着型通所介護
江東地区	デイサービスセンター ソナタ	地域密着型通所介護
江東地区	樹楽 領家の風	地域密着型通所介護
駅南地区	グループホーム北寺島の家	認知症対応型共同生活介護
駅南地区	アースサポート浜松	地域密着型通所介護

中区 6

菟丘地区	デイ ココアン	地域密着型通所介護
菟丘地区	小規模多機能 高丘	小規模多機能型居宅介護
菟丘地区	デイサービスさわやか	地域密着型通所介護
菟丘地区	花の丘デイサービス	地域密着型通所介護
菟丘地区	小規模多機能型居宅介護施設 あいの街高丘	小規模多機能型居宅介護
菟丘地区	グループホーム安寿	認知症対応型共同生活介護
菟丘地区	グループホーム 高丘	認知症対応型共同生活介護
菟丘地区	ニチイケアセンター浜松高丘	認知症対応型共同生活介護
菟丘地区	デイサービス夢茶房	認知症対応型通所介護
菟丘地区	特別養護老人ホームいずみ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
菟丘地区	グループホーム泉の家	認知症対応型共同生活介護
菟丘地区	坂の上ガーデン幸	地域密着型特定施設入居者生活介護

東区1

積志地区	温故療院有玉西デイサービス	地域密着型通所介護
積志地区	ニチイケアセンター浜松有玉	認知症対応型通所介護
積志地区	ニチイケアセンター浜松有玉	認知症対応型共同生活介護
積志地区	リリースグループホーム「グレイス有玉」	認知症対応型共同生活介護
積志地区	認知症対応型共同生活介護 るびなすの杜	認知症対応型共同生活介護
積志地区	デイサービスセンターハートフル大瀬	地域密着型通所介護
積志地区	いにしへの里大瀬デイサービスセンター	地域密着型通所介護
積志地区	デイサービス結ごころ	地域密着型通所介護
積志地区	デイサービスるびなすコート	認知症対応型通所介護
積志地区	グループホームるびなすコート	認知症対応型共同生活介護

東区2

長上地区	グループホーム市野の家	認知症対応型共同生活介護
長上地区	デイサービスくりの実	地域密着型通所介護
長上地区	第三長上苑	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
長上地区	長上苑	地域密着型通所介護
長上地区	第二長上苑デイサービスセンター	認知症対応型通所介護
長上地区	小規模多機能ホームさぎの宮	小規模多機能型居宅介護
長上地区	さぎの宮グループホーム	認知症対応型共同生活介護
長上地区	あそびケアホーム東	小規模多機能型居宅介護
笠井地区	デイサービスアマリス	地域密着型通所介護
笠井地区	デイサービス 楽の郷	地域密着型通所介護
笠井地区	デイサービスセンターゆたか町	認知症対応型通所介護
笠井地区	デイサービスライフ	地域密着型通所介護
笠井地区	小規模多機能 貴葉	小規模多機能型居宅介護
笠井地区	グループホーム貴葉の家	認知症対応型共同生活介護
笠井地区	グループホーム言の葉の家	認知症対応型共同生活介護
笠井地区	特別養護老人ホーム かささぎ苑	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

東区3

中ノ町地区	地域密着型施設あおぞら中ノ町	地域密着型特定施設入居者生活介護
中ノ町地区	デイサービス 小春日和	地域密着型通所介護
中ノ町地区	かやんばの家デイサービス	地域密着型通所介護
中ノ町地区	シエロアスール	認知症対応型共同生活介護
中ノ町地区	グループホームひまわり	認知症対応型共同生活介護
和田地区	デイサービス元気倶楽部浜松	地域密着型通所介護
和田地区	デイサービスやくし	地域密着型通所介護
和田地区	あんしんの里デイサービスセンター	認知症対応型通所介護
和田地区	グループホームあいの街篠ヶ瀬	認知症対応型共同生活介護
和田地区	泉プラチナクラブ篠ヶ瀬	小規模多機能型居宅介護
和田地区	多機能ホームながつる 小規模多機能	小規模多機能型居宅介護
和田地区	多機能ホームながつる グループホーム	認知症対応型共同生活介護
蒲地区	あおぞらスローライフデイサービス	認知症対応型通所介護
蒲地区	地域密着型施設あおぞらライフ大蒲	地域密着型特定施設入居者生活介護
蒲地区	デイサービスあゆみ	地域密着型通所介護
蒲地区	リハプライド 浜松	地域密着型通所介護
蒲地区	デイサービスふたば丸塚	地域密着型通所介護

西区 1

入野地区	デイサービスセンター 入野めぐみの里	地域密着型通所介護
入野地区	グループホーム 入野やわらの家	認知症対応型共同生活介護
入野地区	入野倶楽部	地域密着型通所介護
入野地区	地域密着型介護老人福祉施設 こうこの里	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
入野地区	脳リフレッシュサロン志都呂	認知症対応型通所介護
入野地区	デイサービスセンターきらり	地域密着型通所介護
入野地区	ねんりんはうす 西都台	認知症対応型共同生活介護
入野地区	三幸の園 認知症対応型デイサービスセンター	認知症対応型通所介護
入野地区	小規模多機能型居宅介護施設 あいの街大平台	小規模多機能型居宅介護
入野地区	グループホーム大平台の家	認知症対応型共同生活介護
入野地区	るびなすはうす	小規模多機能型居宅介護
篠原地区	デイサービスCOCOさくら	地域密着型通所介護
篠原地区	篠原デイサービスセンター	地域密着型通所介護

西区 2

庄内地区	グランマ「ハノン」	認知症対応型共同生活介護
庄内地区	グランマ「カノン」	認知症対応型共同生活介護
庄内地区	デイサービスセンターいたくら	地域密着型通所介護
和地地区	デイサービスセンター輪	地域密着型通所介護
和地地区	デイサービスセンター野の花	地域密着型通所介護
和地地区	東山苑デイサービスセンター	地域密着型通所介護
和地地区	グループホーム 花みずき	認知症対応型共同生活介護
和地地区	ケアレジデンス東山	地域密着型特定施設入居者生活介護
和地地区	湖東すこやか倶楽部	地域密着型通所介護
和地地区	グループホーム和葉の家	認知症対応型共同生活介護
伊佐見地区	小規模多機能ホームしおかぜ	小規模多機能型居宅介護
伊佐見地区	小規模特養彩	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
伊佐見地区	グループホームハーモニー	認知症対応型共同生活介護
伊佐見地区	浜名湖園デイサービスセンター	地域密着型通所介護
伊佐見地区	デイセンター はまゆう	地域密着型通所介護

西区 3

舞阪地区	舞阪の家	小規模多機能型居宅介護
舞阪地区	デイセンターはまなこ	地域密着型通所介護
舞阪地区	グループホーム蓬萊	認知症対応型共同生活介護

西区 4

雄踏地区	デイサービス 風の唄	地域密着型通所介護
雄踏地区	デイサービス アビリティ雄踏	地域密着型通所介護
雄踏地区	グループホームやまざき	認知症対応型通所介護
雄踏地区	グループホームやまざき	認知症対応型共同生活介護

西区 5

神久呂地区	デイサービス西山の杜	認知症対応型通所介護
神久呂地区	地域密着型介護老人福祉施設西山の杜	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
神久呂地区	グループホーム ハイジの家	認知症対応型共同生活介護

南区 1

新津地区	デイサービスセンター南風	認知症対応型通所介護
新津地区	花菜風	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
新津地区	デイサービスセンター砂丘荘	認知症対応型通所介護
新津地区	デイサービス堤町の家	地域密着型通所介護
新津地区	グリーンデイ	地域密着型通所介護
新津地区	共生はうす おざいしょ・みなみ	地域密着型通所介護
可美地区	なごみの家	小規模多機能型居宅介護
可美地区	デイサービスYAMADA	地域密着型通所介護
可美地区	グループホーム 三葉の家	認知症対応型共同生活介護
可美地区	デイサービスパレット可美	地域密着型通所介護
可美地区	つどいの家たんぼぼ	小規模多機能型居宅介護
可美地区	つどいの家かりん	地域密着型通所介護
可美地区	グループホームあいの街高塚	認知症対応型共同生活介護

南区 2

河輪地区	デイサービスぜんちゃん	地域密着型通所介護
芳川地区	グループホームおおやぎ	認知症対応型共同生活介護
芳川地区	グループホーム双葉の家	認知症対応型共同生活介護
芳川地区	グループホームあいの街芳川	認知症対応型共同生活介護
芳川地区	地域密着型介護老人福祉施設 いしはらの里	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
芳川地区	デイサービスセンター かよい	認知症対応型通所介護
芳川地区	ここ倶楽部指定通所介護事業所	地域密着型通所介護
芳川地区	ここ倶楽部	認知症対応型通所介護
芳川地区	リハビリデイサービスナッツ	地域密着型通所介護
芳川地区	通所介護 ウイルV	認知症対応型通所介護

南区 3

白脇地区	蒼蒼デイサービスセンター	地域密着型通所介護
白脇地区	グループホームきらら浜松	認知症対応型共同生活介護
飯田地区	デイサービス陽だまり	地域密着型通所介護
飯田地区	ニチイケアセンター浜松飯田	認知症対応型共同生活介護
飯田地区	ニチイケアセンター浜松飯田	認知症対応型通所介護
飯田地区	ありがとう浜松南の家	小規模多機能型居宅介護

北区 1

都田地区	グループホーム 都の家	認知症対応型共同生活介護
都田地区	デイサービスセンター都田の里	認知症対応型通所介護
三方原地区	うえるケアホーム あおば	認知症対応型共同生活介護
三方原地区	純夢デイサービスセンター三方原	地域密着型通所介護
三方原地区	みゆきデイサービスセンター	地域密着型通所介護
三方原地区	三方原デイサービスセンター	地域密着型通所介護
三方原地区	デイサービスセンター なごみ	認知症対応型通所介護
三方原地区	地域密着型介護老人福祉施設 なごみ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
三方原地区	デイサービス じゃがいも畑	地域密着型通所介護
三方原地区	のんき	認知症対応型通所介護
三方原地区	トレーニング型デイサービス ぶらすワン	地域密着型通所介護
三方原地区	ケアハウス第2アドナイ館	地域密着型特定施設入居者生活介護
三方原地区	小規模多機能型居宅介護みやこ	小規模多機能型居宅介護
三方原地区	グループホーム 四葉の家	認知症対応型共同生活介護
三方原地区	グループホーム一葉の家	認知症対応型共同生活介護
三方原地区	愛の家グループホーム浜松根洗	認知症対応型共同生活介護
三方原地区	和合愛光園 初生サテライト	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

北区 2

細江地区	デイサービスセンター陽なたぼっこ	地域密着型通所介護
細江地区	第二陽なたぼっこ	認知症対応型通所介護
細江地区	小規模多機能桜葉	小規模多機能型居宅介護
細江地区	グループホーム桜葉の家（さくらばのいえ）	認知症対応型共同生活介護
細江地区	あんき	小規模多機能型居宅介護

北区 3

引佐地区	第三陽なたぼっこ	地域密着型通所介護
引佐地区	花平の郷	認知症対応型共同生活介護
引佐地区	花平の家 つつじ	地域密着型通所介護
引佐地区	いなさ愛光園デイサービスセンター	認知症対応型通所介護
引佐地区	ほのぼのケアガーデン	認知症対応型共同生活介護

北区 4

三ヶ日地区	デイサービス未来 みっかび	地域密着型通所介護
三ヶ日地区	通所介護事業所 ウェルネス浜名湖	地域密着型通所介護
三ヶ日地区	三ヶ日グループホーム	認知症対応型共同生活介護
三ヶ日地区	みかんの郷デイサービスセンター	地域密着型通所介護
三ヶ日地区	小規模多機能ホームろくじゅ	小規模多機能型居宅介護

浜北区 1

北浜地区	浜松市永島グループホーム 耀 (かがやき)	認知症対応型共同生活介護
北浜地区	グループホーム 和	認知症対応型共同生活介護
北浜地区	デイサービス和彩花	地域密着型通所介護
北浜地区	デイサービス元気倶楽部	地域密着型通所介護
北浜地区	小規模特別養護老人ホーム楓	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
北浜地区	グループホーム明日香	認知症対応型共同生活介護
北浜地区	グループホームえがおの里浜北	認知症対応型共同生活介護
北浜地区	デイサービス花の里	地域密着型通所介護
北浜地区	S P J ラウレア	地域密着型通所介護
北浜地区	デイサービスなゆた浜北	地域密着型通所介護
北浜地区	GENK I N E X T 浜北	地域密着型通所介護

浜北区 2

浜名地区	デイサービス ゆかり	地域密着型通所介護
浜名地区	きじの里デイサービス	地域密着型通所介護
浜名地区	浜松市社協小規模多機能ホームはまきた	小規模多機能型居宅介護
浜名地区	やさしい時間デイサービスセンター小松	地域密着型通所介護
浜名地区	グループホーム いくしみの郷	認知症対応型共同生活介護
浜名地区	ケアハウスゆとりの郷	地域密着型特定施設入居者
鹿玉地区	しんぱらの家デイサービスセンター	認知症対応型通所介護
鹿玉地区	グループホーム 万葉の家	認知症対応型共同生活介護
鹿玉地区	特別養護老人ホーム サテライト新原	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

浜北区 3

中瀬地区	遠江病院指定通所介護事業所	地域密着型通所介護
中瀬地区	小規模多機能ケアホーム 浜松北	小規模多機能型居宅介護
赤佐地区	デイセンター ほのぼの於呂	地域密着型通所介護
赤佐地区	デイサービスセンターあいの街浜北	地域密着型通所介護
赤佐地区	小規模多機能型居宅介護施設あいの街浜北	小規模多機能型居宅介護
赤佐地区	グループホーム あいの街浜北	認知症対応型共同生活介護

天竜区 1

天竜地区	櫻乃苑 浜松天竜	地域密着型特定施設入居者生活介護
天竜地区	櫻乃苑 浜松天竜	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
天竜地区	特別養護老人ホーム サテライト天竜	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
天竜地区	浜松市社協小規模多機能ホーム相生の里	小規模多機能型居宅介護
天竜地区	愛の家デイサービス浜松天竜	認知症対応型通所介護
天竜地区	愛の家グループホーム浜松天竜	認知症対応型共同生活介護
天竜地区	デイサービス花花	地域密着型通所介護
天竜地区	株式会社 結夢あたご	地域密着型通所介護
天竜地区	くままデイサービスセンター	地域密着型通所介護

天竜区 2

春野地区	デイサービスセンター秋葉の苑	地域密着型通所介護
春野地区	デイサービスセンター秋葉の苑 やしお	認知症対応型通所介護
春野地区	みんなの家 野に咲くすみれ	地域密着型通所介護

天竜区 3

佐久間地区	デイサービスふれあい	地域密着型通所介護
佐久間地区	デイサービスセンターさくまの里	認知症対応型通所介護
佐久間地区	いもほりの家	小規模多機能型居宅介護
佐久間地区	おおらかハウス	認知症対応型共同生活介護

【×毛】